

認定こども園制度の概要と現状①

(資料2)

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

○幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを 都道府県が認定

- ①教育及び保育を一体的に提供
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
- ②地域における子育て支援の実施
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

認定こども園の類型と財政措置

類型	地域のニーズに応じた選択	財政措置	認定数(H20.4.1現在)
幼保連携型		幼稚園と保育所の補助の組合せ	104カ所
幼稚園型		幼稚園の補助制度	76カ所
保育所型		保育所の補助制度	35カ所
地方裁量型		(一般財源)	14カ所
			計229カ所

認定こども園制度の概要と現状②

各都道府県の認定状況

都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	16	滋賀県	3
青森県	1	京都府	0
岩手県	5	大阪府	2
宮城県	1	兵庫県	15
秋田県	12	奈良県	0
山形県	4	和歌山県	2
福島県	5	鳥取県	0
茨城県	5	島根県	0
栃木県	7	岡山県	3
群馬県	12	広島県	7
埼玉県	4	山口県	1
千葉県	8	徳島県	2
東京都	19	香川県	1
神奈川県	12	愛媛県	4
新潟県	2	高知県	3
富山県	2	福岡県	9
石川県	5	佐賀県	8
福井県	1	長崎県	15
山梨県	1	熊本県	1
長野県	7	大分県	5
岐阜県	1	宮崎県	5
静岡県	0	鹿児島県	9
愛知県	4	沖縄県	0
三重県	0	合 計	229

幼保連携推進室調べ(平成20年4月1日現在)

規制改革推進のための第3次答申

(平成20年12月26日 最大限尊重閣議決定)(抜粋)

Ⅱ. 各重点分野における規制改革

1 社会保障・少子化対策

(2)福祉、保育、介護分野

② 保育分野

ア 抜本的な保育制度改革

(ア) 直接契約方式の導入

保育所間での切磋琢磨により、利用者から選ばれる保育所となるための努力を促す観点から、先行事例である地方公共団体の取組や認定こども園制度を参考にし、利用者自らが施設に直接申込みを行い、契約を結ぶ方式の導入について検討し、結論を得るべきである。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

イ) 直接補助方式(バウチャー等)の導入

投入されている公的補助を機関補助ではなく、予め公開された明確かつ透明性のある基準に基づいた保育の必要度に応じて、バウチャー等で子育て世帯に配分するといった、利用者補助方式の導入について検討し、結論を得るべきである。低所得世帯や障害児を持つ世帯については、世帯所得や障害の程度、保育の緊急度など公による優先度の判断や、それに対応した応諾義務等により利用の確保を行うべきである。

その際、公的補助の対象は保育所に限定せず、認定こども園や、家庭的保育(保育ママ)等の施設型以外の保育サービス等にも拡大することについて検討する。もちろん、公費を使用する対象サービスとして、一定の基準を設けることは前提条件であり、事業者による適切な情報公開の徹底や質の確保を図ることは、公の責任において行われるべきである。

その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

ウ) 「保育に欠ける」要件の見直し

「保育に欠ける」要件を近年の実態に照らして見直し、共働き世帯のみならず、専業主婦(夫)世帯でも、必要に応じて保育所において保育・子育て支援サービスを利用できるような基準に改めることを検討し、結論を得るべきである。

なお、入所希望者数が定員数を超える場合、利用者への補助方式における補助額の設定に必要な「要保育度」と同様の概念で、その必要度に応じて優先順位付けされるような仕組みを併せて導入することについて検討すべきである。

その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

イ 保育所に係る制度改革と運用改善

(ア)イコールフットイングによる株式会社等の参入促進

以下の具体策について、検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

第1に、施設整備交付金の対象となっていない社会福祉法人等以外の事業者に対して、保育単価に施設整備の減価償却相当分を見込む、あるいは土地・建物の賃借料について一定の補助を行うことについて

第2に、株式会社など社会福祉法人以外の事業者に対し、追加的に求めている社会福祉法人会計基準に基づく会計処理について

第3に、事業者が最低基準を維持し、更なる質の向上に向けたインセンティブを働かせる構造となるよう、運営費の用途範囲の在り方について【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、詳細について検討・結論・措置】

また、民営化の際、市町村において透明かつ公正な手続きが行われているか実態を把握し、社会福祉法人以外の民間事業者が合理的な理由なく排除されないよう、引き続き都道府県への周知徹底を図るべきである。

【平成21年度措置】

(イ)地域の実情に応じた施設の設置の促進

効率よくサービス供給量を拡大することができ、待機児童の解消やパートタイム労働者等の「保育に欠ける」要件を満たさない児童の受入れにも道がひらけることから、例えば小規模であっても一定の質が保たれている保育の類型を国の制度として位置づけ、利用者の選択による直接契約方式の下、柔軟な設置基準により運営するとともに、一定の補助・支援を行うことを検討し、結論を得るべきである。

その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

(ウ)保育所における給食の外部搬入方式の容認

特区事業「公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業」(特例番号920)について、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会において、子どもの年齢や発育状態、日々の体調、食物アレルギー等への十分な対応策も含め、全国規模での展開に向け、引き続き精力的に検討を進め、できる限り早期に結論を得る。

【平成20年度検討、できる限り早期に結論】

また、特区事業が全国展開された場合においては、給食に在り方全般について検討を行うべきである。

【特区事業が全国展開された場合には速やかに検討】

(エ)保育所等における運営状況の検証

～問題意識のみ～

(オ)入所選考等に係る情報開示の徹底

利用者の納得性を高める観点から、市町村による保育所の入所選考等に係る情報提供の実施状況の詳細を把握し、情報開示の徹底を図るべきである。

【平成21年度措置】

ウ その他の保育・子育て支援サービスの拡充

(ア) 認定こども園制度の見直し

a 運用改善による普及の促進

認定こども園制度の普及促進の観点から、「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」(平成20年7月)や、文部科学省、厚生労働省の両省局長級の検討会において本年7月末に取りまとめられた普及促進策に基づき、早期に運用の改善を行うべきである。具体的には、認定件数の増加を図るため、既存の制度における認可の有無にかかわらず、例えば、文部科学省と厚生労働省の補助金を一本化するなどして、幼稚園型の保育所機能及び保育所型の幼稚園機能に対し、施設整備費や事業費等を補助すべきである。

【平成20年度より逐次実施】

b 認定こども園の制度改革

本年10月に、認定こども園の制度改革について検討を行うため、内閣府特命担当大臣(少子化対策)、文部科学大臣、厚生労働大臣の3大臣合意により立ち上げられた「認定こども園制度の在り方に関する検討会」において、本年度中に結論を得る。

【平成20年度結論】

(イ) 家庭的保育(保育ママ)の拡充に向けた取組

a 家庭的保育者の要件の緩和

家庭的保育事業を法制化する児童福祉法の改正案が第170回臨時国会に再提出され、成立したところであり、今後省令で定められる家庭的保育者の要件については、先行して実績を上げている地方公共団体の取組を十分参考にし、要件の緩和を図るべきである。具体的には、保育士、看護師等の資格保有者に限定せず、基礎的な研修の修了を条件に、意欲のある育児経験者を保育者と認めるなど柔軟な要件設定とすべきである。

また、現行の保育者要件では、保育に専念できる環境が必要であるとの理由から、「未就学児童を現に養育していないこと」とされているが、例えば、フランスでは実子も含めて3人まで保育することが法的に認められており、これは、女性が子育てしながら収入を得る機会と、保育ママのなり手の確保の双方に役立っていると考えられることから、未就学児童を養育している者も含めるべきである。

【平成21年度検討・結論、平成22年度措置】

b 実施基準・ガイドラインの適切な策定

家庭的保育事業が法制化されたのち、国の補助を受け家庭的保育制度を利用する地方公共団体の数が増えるよう、実施基準・ガイドラインの策定に際しては、一定の質の確保を前提に、過度に厳しくならないよう配慮すべきである。

【平成21年度検討・結論、平成22年度措置】

c 対象児童の拡大

国の家庭的保育事業についても、小規模で弾力的な保育サービスの1つとして、「ア 抜本的な保育制度改革(ウ)」「保育に欠ける」要件の見直し」の中で併せて検討し、結論を得るべきである。その上で、各関係機関と適切な連携を図り、新たな制度設計の詳細について検討を行い、結論を得、措置を講ずるべきである。

【包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討し、平成20年末までに結論、平成21年度以降、制度設計の詳細について検討・結論・措置】

d 「家庭的保育支援者」の見直し

家庭的保育事業における家庭的保育支援者については、その配置状況や制度として十分機能しているかどうかの検証を踏まえ、必要に応じて見直すべきである。

【平成21年度検討・結論、平成22年度措置】

(ウ) 民間の保育ママサービスの指導監督基準の適正化

今後、家庭的保育事業を法律に位置づけるに当たり、事業の安全性や質の確保を図る観点から、市町村が家庭的保育者に遵守させる実施基準を設けるなどとしているところであり、その際には、民間の保育ママサービスに係る認可外保育施設指導監督基準に代わり、新たに基準を設けることが適切か否かについても併せて検討すべきである。

【平成21年度検討・結論、平成22年度措置】

(エ) 認可外保育施設の質の維持・向上

認可外保育施設における保育の質及び適正な運営を確保する観点から、都道府県による指導監督が、形態や分類にかかわらず、あらゆる認可外の保育施設・サービスについて適切に実施されるよう、徹底を図るべきである。

【平成21年度措置】

(3) 雇用・就労分野

② 保育士資格制度

ア 保育士養成施設等における科目等の見直し

保育士養成施設及び保育士試験の科目については、今の保育の現場にふさわしい保育士の質を担保できるよう、保育現場で実践的に活用できる内容の充実を図るとともに、必要な整理を行うべきである。なお、これらの見直しによって、負担が軽減されることが望ましいが、少なくとも、全体としての負担が増えることがないように図るものとする。

さらに、保育士養成施設において、国家試験を義務付けるなど知識・技能の習得が確実になされる方策を検討すべきである。

【平成21年度結論】

イ 多様な人材が保育現場に入りやすくなるような方策の検討

例えば、保育士試験においては、高卒者及び中卒者は、2年あるいは5年の実務経験を受験要件としているが、実務経験を積む機会が限定的で、育児経験を有する者等多様な人材が、保育士資格を取得するには困難なことも多い。そのため、「規制改革推進のための3か年計画(改定)」(平成20年3月25日閣議決定)に記載された「保育士試験受験要件等の見直し」の内容にとどまらず、多様な人材が、保育の質を担保することを前提に、保育現場に入りやすくなるような方策について速やかに検討すべきである。

【平成21年度結論】

④ 病児・病後児保育サービスの拡充

ア 病児・病後児保育施設に対する補助金交付に関する職員配置基準の緩和

病児・病後児保育施設に対しては補助金の交付が行われているが、要求される配置職員が平成20年度から増員され、利用定員4人以上の施設では、看護師等1名以上と保育士2名以上となった。しかし、この職員配置基準は、保育所の職員配置基準(子ども3人(乳児)~30人(満4歳以上の幼児)に対し保育士1人。)や、病院の職員配置基準(診療報酬では、一般病棟入院について、看護職員1人に対し、入院患者7・10・13・15人で区分されている。)に比べても、過剰なもので、保育サービス提供者及び利用者に対する負担が大きい。そればかりか、看護師・保育士資格保有者の募集が難しい現状においては、サービス提供自体が抑制されるおそれすらある。

配置職員の増員を含めた平成20年度の病児・病後児保育事業の再編の効果について、サービスの質・量の両面から調査・分析を行い、職員配置基準の緩和を検討すべきである。

【平成21年度結論 平成22年度措置】